

していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたことでできるか。

(答)

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

(機能強化型基本報酬算定に係る兼務の範囲)

問 63 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

(主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の対象事業所)

問 64 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の対象事業所として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。

(答)

基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定しており、具体的には当該事業所に配置される主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力している或いは基幹相談支援センターが未設置の地域において、基幹相談支

援センターが設置されるまでの間、下記の取組を市町村と共に主体的に実施することが必要である。

(参考) 地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイ

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

(主任相談支援専門員配置加算 (I) の算定手続)

問 65 主任相談支援専門員加算 (I) を算定する場合、市町村長から地域の相談支援の中核を担う機関として認められる必要があるが、そのために指定特定 (障害児) 相談支援事業所はどのような手続が必要か。

(答)

当該加算を算定する体制届を受理することをもって、市町村長が認めたものとするが、市町村が認めるにあたり、協議会の相談支援部会等の意見を聴取することが望ましく、複数市町村が共同で相談支援体制を構築している場合には、その構成市町村の意見も聴取することが望ましい。

なお、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている又は児童発達支援センターと一体的に運営されている指定特定 (障害児) 相談支援事業所である場合、当該事実をもって要件を満たしているものとする。よって、当該加算を算定する体制届を提出することのみで足りるものであり、市町村から改めて認められることは要しない。

(居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法)

問 66 居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法について、具体的な取扱いはどうなるのか。

(答)

①障害福祉サービス等の支給決定期間中については、当該加算を算定できる
(1)～(6)に定める場合毎に、当該期間中に 2 回まで算定できるものである。

例：1 月<(1)>、2 月<(1), (2)>、3 月<(2)>、4 月<(1), (3)>

→(1)：2 回、(2)：2 回、(3)：1 回算定可 (4 月の(1)のみ上限到達のため算定不可)

②障害福祉サービス等の支給決定期間後の 6 月間は、当該加算を算定できる
(1)～(6)に定める場合毎に、1 月あたり各 1 回まで算定できるものである。

例：1 月<(1), (3)>、2 月<(1), (2)>、3 月<(2)>、4 月<(1), (2), (3)>

→(1)：3 回、(2)：3 回、(3)：2 回算定可

※保育・教育等移行支援加算についても同様